

指定予定者の選定結果について

担当課：健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課

施設名
伊丹市高齢者憩のセンター
所在地：伊丹市口酒井1丁目3番39号

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和7年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選定団体（指定予定者）	
名称	伊丹市高齢者憩のセンター管理運営委員会
代表者	鈴屋 重明
所在地	伊丹市口酒井1丁目3番39号
指定期間（予定）	
令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで（5年間）	
選定方法（公募・非公募の別）	
非公募	
選定理由	
伊丹市高齢者憩のセンターは、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供することにより、高齢者の心身の健康増進を図ることを設置目的としており、業務としては、以下のものがあります。 ①開館時間の変更に関すること ②休館日の変更等に関すること ③利用者に対する原状回復に係る指示に関すること ④建物等の維持管理に関すること これらの業務を、効率的かつ効果的に行うことができる団体として伊丹市高齢者憩のセンター管理運営委員会を新たに指定管理者とする理由は以下のとおりです。 ①地域に根付いた施設として当施設の管理委託を行ってきた経緯・実績があること ②施設の管理運営については地域住民の参画と協働が基本になることから、地域老人クラブの会長及び会員で組織されている当委員会に委託することが効果的であると認められること ③当施設の性質上、利用者の属性と親和性があり、需要等を最も把握している団体により管理を行うことが効率的で・効果的であると認められること 以上のことから、「伊丹市公の施設に係る指定管理の指定の手続等に関する条例」第7条第1項第1号により、当該団体を指定予定者として選定します。	

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。